

被保険者全員が年金収入80万円以下の場合

世帯の所得額の合計	軽減割合	
	平成20年度	平成21年度
33万円以下	7割 → 8.5割	9割 7割
33万円 + (24万5千円 × 本人を除いた被保険者の数) 以下	5割	
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者) 以下	2割	

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、被保険者均等割額が世帯単位で軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

長寿医療制度の軽減措置

の割合が変更になりました

所得が少ない方に対する軽減割合が拡大されました

年金収入額	軽減割合	
	平成20年度	平成21年度
153万円 ~ 168万円	50%	100%
~ 173万円		75%
~ 193万円		50%
~ 211万円		25%

被保険者の年金収入に応じて、所得割額が軽減されます。

所得割額の軽減

平成20年度で軽減の対象となられる方には、8月に通知をしています。制度について、詳しくはお問い合わせください。



保険料の納付方法を変更できます

◇下記の条件に当てはまる方は、年金からの引き落とし(特別徴収)から口座振替による納付に切り替えることができます。

- ①直近の2年間、国保の保険料を納め忘れなく納付していた方が本人の口座から振替により納付する場合。
- ②年金収入180万円未満の方で、連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)の口座により納付される場合。

※この場合、保険料を納付した世帯主または配偶者に社会保険料の控除が適用されます。



佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎ 0952(64)8476

武雄市役所
健康課 国保年金係

☎ (23)9135

山内支所 暮らし課 国保年金係

☎ (45)2906

北方支所 暮らし課 国保年金係

☎ (36)6020



担当:山崎

「税金に関する出前講座のお知らせ」

武雄税務署管内租税教育推進協議会では、税に関する一般的な知識の普及のために、あなたの町へお伺いし、下記要領にて社会人団体向けの税金に関する講座を行っております。ご希望の方は、ご連絡ください。

■日時 平日の9時~16時の1時間程度(4月~12月の平日)

■人数 10名以上

■対象 武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡及び藤津郡にお住まい又は勤務されている方

■内容 ・国税(所得税、消費税、贈与税、相続税等)の話・地方税(県税、住民税、固定資産税等)の話

■申込 希望日の1ヶ月前までにご相談ください。

☎ 武雄税務署管内租税教育推進協議会 事務局
☎ (23)2127 (武雄税務署 総務課内)

※自動音声応答で「2」を選択してください。